

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十九号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表中「又は第十二項ただし書」を「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改める。

第二十条の二第一項の表中「第三項まで」の下に「若しくは第七項」を加える。

第三十条第二項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。